

母子父子寡婦福祉資金一覧表

令和3年4月より適用

資金名	対象	資金使途	貸付限度額(円)	据置期間	利子※1	違約金	
技能習得資金	母子家庭の母親 父子家庭の父親・寡婦	就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金(限度:5年)	月額 68,000 自動車運転免許取得 (ただし、直接就労に必要な場合)460,000※2	習得期間満了後1年	無利子(※1)		
修業資金	母子・父子家庭の子又は寡婦が扶養している子	就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金(限度:5年)	月額 68,000 自動車運転免許取得(ただし、直接就労に必要な場合で、高校3年等在学時に就職内定などを受けた児童)460,000	習得期間満了後1年	無利子		
就職支度資金	母子家庭の母親 父子家庭の父親・寡婦 又は児童	就職するのに直接必要な被服・履物の購入等に充てる資金	100,000 (通勤不便地における通勤用自動車購入の場合330,000)	1年	無利子(※1)		
医療介護資金	母子家庭の母親 父子家庭の父親・寡婦 又は児童	医療を受けるのに必要となる費用に充てる資金(限度:1年)	340,000 (特に経済的に困難な事情があると認められる場合480,000)	医療または介護の期間満了後6ヶ月	無利子(※1)		
	母子家庭の母親 父子家庭の父親・寡婦	介護保険の保険給付に係るサービスを受けるのに必要となる費用に充てる資金(限度:1年)	500,000				
生活資金	母子家庭の母親 父子家庭の父親・寡婦	技能習得期間中の生活費を補給する資金(限度:技能習得期間中)	月額 141,000 (母・父が生計中心者でない場合 70,000)	習得期間満了後6ヶ月	無利子(※1)		
		医療介護を受けている期間において生活費等を補給する資金、または、配偶者のない女子又は男子となって7年未満・失業期間中の一時的な生活困窮時の生活費を補給する資金(限度:医療介護・失業期間1年、その他2年)	月額 105,000 (母が生計中心者でない場合69,000) ※養育費取得のための裁判費用は、12ヶ月相当の一括貸付が可能				
		配偶者のない女子又は男子となって7年未満で養育費取得の裁判費用とする資金					
住宅資金	母子家庭の母親 父子家庭の父親・寡婦	現に居住・所有する住宅を補修・保全等するのに必要な費用に充てる資金	1,500,000 (災害など特別な場合 2,000,000)	6ヶ月	無利子(※1)	延滞元利金額につき年3%	
転宅資金	母子家庭の母親 父子家庭の父親・寡婦	住居の移転に際し必要な敷金・運送代等に充てる資金	260,000	6ヶ月	無利子(※1)		
結婚資金	母子・父子家庭の子又は寡婦が扶養している子	婚姻に際し、挙式披露や家具購入等の費用に充てる資金	300,000	6ヶ月	無利子(※1)		
就学支度資金	母子・父子家庭の子又は寡婦が扶養している子	高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金 (授業料については、「修学資金」又は「修業資金」となります)	小学校・義務教育学校前期課程 64,300	卒業後6ヶ月	無利子		
			中学校・義務教育学校後期課程 81,000				
			高校・専修(高等課程)・高専				
			【私立】 (自宅) 410,000 (自宅外通学) 420,000				
			【国公立】 (自宅) 150,000 (自宅外通学) 160,000				
			大学・短大・専修(専門課程)				
			【私立】 (自宅) 580,000 (自宅外通学) 590,000				
			【国公立】 (自宅) 410,000 (自宅外通学) 420,000				
			大学院(修士課程・博士課程)				
			【私立】 590,000 【国公立】 380,000				
修業施設【中卒】(自宅通学) 150,000 (自宅外通学)160,000							
修業施設【高卒】(自宅通学) 272,000 (自宅外通学)282,000							
専修(一般課程) (自宅通学) 150,000 (自宅外通学) 160,000							
事業開始資金	新規貸付は行っていません※3						
事業継続資金	新規貸付は行っていません※3						

※1技能習得資金・就職支度資金(配偶者のない女子又は男子に係る場合)・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金で、連帯保証人を立てられない場合、年利1.0%の有利子での貸付となります。
 ※2 大阪府内では、通勤不便地はないため自動車購入は不可です。
 ※3 事業開始資金・事業継続資金については、事業のリスクが高く、ひとり親家庭等の自立を阻害するケースが多いため、新規貸付を行っていません。
 ※4 100万円以上を超える住宅資金、単独貸付申請による生活資金の貸付、その他市長が必要と認めるものについては本市の審査会での審査が必要となります。

母子父子寡婦福祉資金一覧表（続き）

資金名 資金用途	貸付限度額(月額・円)				貸付期間	据置期間	利子	違約金					
	学校等種別	通学区分	一般分限度額										
修学資金 児童又は寡婦が扶養している子が、高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金	高等学校 専修学校 (高等課程) ※高校授業料 実質無償化の ため、授業料 及び授業料相 当分は貸付対 象外	国 公 立	自宅通学	27,000		その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする。	卒業後 6 ヶ月	無利子	延滞元利金額につき年3%				
			自宅外通学	34,500									
		私 立	自宅通学	45,000									
			自宅外通学	52,500									
	高等専門学 校 ※国の支援金 部分は原則貸 付対象外	国 公 立	自宅通学	1・2・3年	4・5年					その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする。	卒業後 6 ヶ月	無利子	延滞元利金額につき年3%
			自宅通学	31,500	67,500								
		自宅外通学	33,750	76,500									
		私 立	自宅通学	48,000	98,500								
			自宅外通学	52,500	115,000								
		専修学校※1 (専門課程)	国 公 立	自宅通学	67,500								
	自宅外通学			78,000									
	私 立		自宅通学	89,000									
			自宅外通学	126,500									
	短期大学※1	国 公 立	自宅通学	67,500						その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする。	卒業後 6 ヶ月	無利子	延滞元利金額につき年3%
			自宅外通学	96,500									
		私 立	自宅通学	93,500									
			自宅外通学	131,000									
	大学※1	国 公 立	自宅通学	71,000						その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする。	卒業後 6 ヶ月	無利子	延滞元利金額につき年3%
自宅外通学			108,500										
私 立		自宅通学	108,500										
		自宅外通学	146,000										
大学院	私 立	修士課程	132,000		その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする。	卒業後 6 ヶ月	無利子	延滞元利金額につき年3%					
		博士課程	183,000										
専修学校(一般課程)		51,000		その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする。		卒業後 6 ヶ月		無利子					

※1 大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援対象者については、貸付限度額から減免額及び給付型奨学金受給額を差し引いた範囲内で貸付可能です。

・専修学校(専門課程)は、日本学生支援機構対象校のみ貸付対象となります。また、専修学校(高等課程)は、大阪府育英会対象校のみ貸付対象となります。

・日本学生支援機構奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合、貸付限度額から日本学生支援機構貸付額を引いた差額の範囲で貸付を行います。

・大阪府育英会奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合は、貸付限度額から大阪府育英会貸付額を引いた差額の範囲で貸付を行います。

・授業料の減免制度や助成制度、他の貸付制度などを活用されている場合は、貸付の対象外となります。

・子が貸付を受ける場合には、第三者又は母親等で償還能力を有する者を連帯保証人に立てていただく必要がありますが、親が貸付を受ける(子が連帯借主となる)場合には、連帯保証人は不要です。

・償還期間はできるだけ短期間になるように設定してください。